

事業者各位

**工事入札の落札候補（予定）者通知後の  
書類提出期限延長等について**

本市発注の工事の入札契約手続きについて、次のとおり見直すこととしましたのでお知らせします。

**1 書類提出期限の延長について**

**（1）入札参加資格確認書類**

落札候補（予定）者通知後の書類準備期間をより確保できるよう、書類の提出期限を 1 日延長します。

**【変更前】**

落札候補（予定）者通知書の送付から翌開庁日の午後 5 時まで



**【変更後】**

落札候補（予定）者通知書の送付から翌々開庁日の午後 5 時まで

**（2）当該工事と同工種の工事に関する最高請負実績の変更届**

（1）に伴い、落札候補（予定）者通知日時点で同工種の工事に関する最高請負実績額が不足している場合に、変更届出によって最高請負実績額を更新できる期限を延長します。

**【変更前】**

落札候補（予定）者通知書の送付から翌々開庁日の午後 5 時まで



**【変更後】**

落札候補（予定）者通知書の送付日の翌日から起算して 3 開庁日後の午後 5 時まで

**（3）落札候補（予定）者通知後の辞退届**

落札候補（予定）者通知後の辞退における指名停止緩和の取扱いについては、平成 28 年 4 月 1 日付「工事入札の落札候補（予定）者通知後の辞退における指名停止緩和の変更について」及び平成 29 年 4 月 3 日付「総合評価落札方式対象の工事入札の落札候補（予定）者通知後の辞退における指名停止緩和の拡大について」にてお知らせしているところですが、（1）に伴い、これらの指名停止緩和措置により辞退を行う場合の辞退届の提出期限を延長します。

**【変更前】**

落札候補（予定）者通知書の送付から翌開庁日の午後5時まで

**【変更後】**

落札候補（予定）者通知書の送付から翌々開庁日の午後5時まで

（参考）

- ・ 工事入札の落札候補（予定）者通知後の辞退における指名停止緩和の変更について  
<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/news/20160401shimeiteishikanwa.pdf>
- ・ 総合評価落札方式対象の工事入札の落札候補（予定）者通知後の辞退における指名停止緩和の拡大について  
<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/news/20170403shimeiteishikanwa.pdf>

（例）（１）～（３）の提出期限例

		金	土	日	翌開庁日 月	翌々開庁日 火	翌日から起算して 3開庁日後 水
変更前	通知書の送付日	○					
	(1) 資格確認書類 提出期限				○		
	(2) 最高請負実績 変更届提出期限					○	
	(3) 辞退届提出期限				○		
		↓					
変更後	通知書の送付日	○					
	(1) 資格確認書類 提出期限					○	
	(2) 最高請負実績 変更届提出期限						○
	(3) 辞退届提出期限					○	

※例のとおり、土、日、祝日等は除きます。

## 2 入札不調時における予定価格等の公表について

一般競争入札において不調となった案件の、予定価格、最低制限価格又は調査基準価格を、入札のとびらの入札・契約結果画面において公表することとします。ただし、応募者がいないことによる不調の場合は、これまでどおり非公表とします。

## 3 適用開始

平成30年2月20日以後に公告又は指名する工事から適用します。（契約番号が18から始まる平成30年度契約分）

平成29年度契約（契約番号が17から始まるもの）は従前の提出期限となります。

<お問合せ先>

財政局契約第一課

電話：671-2244

671-2246